

令和8年度 芝山町学童クラブ入所のご案内

1. 学童クラブについて

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後又は夏休みなどの学校休業日に児童の健全な育成を図るために、子どもたちが一緒に生活する場です。

原則、保護者が在宅の時など家庭で保育にあたれる方がいる場合は入所できません。

2. 入所申請書の受付について

【申請書の提出期限】

令和8年度当初からの入所を希望する場合

令和7年12月23日（火）～令和8年1月30日（金）

春・夏・冬休み のみの入所を希望する場合

春休み（4月）：令和7年12月23日（火）～令和8年 1月30日（金）

夏休み ：令和7年12月23日（火）～令和8年 6月10日（水）

冬休み ：令和7年12月23日（火）～令和8年11月10日（火）

春休み（3月）：令和7年12月23日（火）～令和9年 2月10日（水）

令和8年度の途中から入所を希望する場合

利用開始希望日の前月10日（10日が土日祝日の場合は次の開庁日）が締切となります。

【申請書提出場所】 こども教育課学校教育係または学童クラブ

- ・土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます。
- ・期限後の申請も可能ですが、期間内に申請した方が優先されますので、ご了承ください。

3. 提出書類について

書類名	提出が必要な方	備考
①入所申請書	<u>全ての方</u>	児童1人につき1部提出してください。
②入所に関する同意書		
③就労証明書	常勤、パート、臨時等で働いている方	勤務先で証明されたものを提出してください。

④自営業従事届	自営業をしている方	事業主が証明したものを提出してください。
⑤農業従事届	農業に従事している方	
⑥診断書（介護・看護用）	介護・看護をされている又はしている方	介護・看護が必要な期間の記載が必要です。町指定の様式あり。
⑦出産（予定）証明書	出産を予定している方	出産予定日が確認できるもの。 （母子健康手帳の写しでも可）
⑧家庭状況申立書	保育できないやむを得ない理由のある方	保育が必要な理由をご記入のうえ提出してください。

【提出にあたっての留意事項】

- ・申請書類に記入漏れがある場合は再提出をお願いする場合があります。
- ・申請書を提出されても、入所要件を満たさない場合は入所できないこともあります。また、申込多数の場合には、入所できない場合もあります。
- ・提出書類①・②は、児童1人につき1部ずつ提出が必要です。
- ・提出書類③～⑧については、児童の父母の他、世帯分離をしている場合でも同一敷地内に居住している65歳未満の親族すべての方について提出が必要です。
- ・兄弟姉妹で学童クラブを利用する場合、2人目以降の児童の提出書類③～⑧は不要です。
- ・保育所入所手続で就労証明書等を提出している場合にも、別途ご提出ください。
- ・各様式については、こども教育課学校教育係の窓口又は学童クラブに用意してあります（町ホームページからもダウンロードが可能です）。
- ・家庭の状況により上記に記載のない書類の提出を求めることがあります。

4. 入所の決定について

入所申請や証明書類等の内容を基に審査、選考を行います。入所選考の結果については「入所可否決定通知書」を2月下旬に保護者へ通知します。

5. 入所決定後の注意事項

入所決定後、下記の事項に変更が生じた場合は、速やかに学校教育係までご連絡のうえ、必要書類を提出してください。特に年度途中で仕事を辞められた場合は必ずご連絡ください。

- ・家庭で保育できるようになった場合（仕事を辞めた場合など）
- ・住所や家庭状況が変わった場合
- ・勤務先や勤務時間などが変わった場合

6. 入所の要件

学童クラブに入所することができるのは、芝山町内に住所を有している児童又は芝山小学校に就学中の児童で、学童クラブの開所時間に保護者等が次のいずれかに該当する児童に限られます。※保護者等とは、保護者及び同居の親族その他の者をいいます。

- ・保護者等が労働等に従事しているため、保護を受けられない児童
- ・死亡、行方不明等の理由により保護者等がいない児童
- ・保護者等が疾病のため、保護を受けられない児童
- ・保護者等の妊娠、出産により保護を受けられない児童
- ・火災、風水害、震災その他これらに類する災害により、その家族を失い、又は家屋を破損したため、その復旧の間、保護を受けられない児童
- ・保護者等が同居又は長期入院等している親族の介護・看護等のため、保護を受けられない児童
- ・保護者等の求職活動・起業準備のため、保護を受けられない児童
- ・保護者等の就学・職業訓練等のため、保護を受けられない児童
- ・その他、上記に類する状態にあると教育委員会が認める児童

※保護者が災害復旧にあたっている場合などは、「教育委員会が認める児童」に該当します。

7. 入所許可の取消し・退所の勧奨

次のいずれかに該当するときは、入所許可の取消や退所の勧奨を行う場合があります。

- ・入所の要件に該当しなくなったとき
- ・申請書の内容に虚偽の記載があるとき
- ・正当な理由がなく使用料を滞納したとき
- ・続けて2ヶ月間利用しないとき
- ・他の児童に危害を加える等集団生活にそぐわないとき
- ・開所時間内に送迎ができないとき
- ・その他教育委員会が不適當であると認めたとき

※入所決定後入所を取りやめる場合は、「芝山町学童クラブ退所届」を提出してください。

※例年、利用登録をしたものの、実際に学童クラブを利用されないご家庭が多数あり、利用予定児童数の把握が困難になっております。続けて2ヶ月間の利用がないときは、学校教育係より入所許可取消の通知を送らせていただきますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。退所後、学童クラブのご利用を希望する際は、再度、申請書一式をご提出ください。

8. 入所期間について

利用区分	入所期間	
通常（通年）利用	令和8年4月1日から令和9年3月31日 (途中入所の場合は、入所決定日から令和9年3月31日)	
長期休暇のみ利用	春休み（4月）	4月1日から始業（入学）式の前日まで
	夏休み	終業式の次の日から始業式の前日まで
	冬休み	終業式の次の日から始業式の前日まで
	春休み（3月）	修了（卒業）式の次の日から3月31日まで
出産を理由とする利用	出産予定日前2ヶ月間および出産後2ヶ月間	
求職を理由とする利用	入所決定日から3ヶ月間 (就労証明書の提出により、入所期間を延長できます。)	

※上記期間中でも途中で入所要件を満たさなくなった場合は入所期間も終了します。

9. 学童クラブについて

①開所時間について

(1) 学校開校日 授業終了後～18:00（延長利用は19:00まで）

(2) 学校休業日 9:00～18:00

（延長利用は 7:30～8:30、18:00～19:00まで）

※8:30～9:00については延長利用時間に含まれません。

②休所となる日について

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び教育委員会が必要と認めたとき。

風水害や地震等の災害の発生、および感染症の発生などの理由により小学校が休校となった場合には、児童の安全を確保するため学童クラブも閉所する場合があります。

③教室一覧について

名 称	学 年	所 在 地
第一学童クラブ	1、2年生	芝山町新井田63番地 (芝山小学校敷地内専用施設) Tel 0479-77-3715
第二学童クラブ（生活室1）	3、4年生	
第二学童クラブ（生活室2）	5、6年生	

※クラス分けは申し込みの状況により変更する場合があります。

④学童クラブでの生活について

- ・学童クラブではおやつの時間に、準備・片付け等の生活指導をします。
- ・学校の宿題などをやるように声掛け指導はしますが、学習指導は行いません。学童内の教室や校庭等での遊びが主となります。

【平日】

時間	活動内容(事例)
15:00～	登所確認、おやつ
15:15～	勉強、読書、外遊び、自由遊び
17:50～	室内活動

【学校休業日】

時間	活動内容(事例)
7:30～	登所確認、自由遊び
9:00～	勉強、読書、外遊び
12:00～	昼食
12:30～	室内活動、DVD鑑賞、外遊び、体育館活動
15:00～	おやつ
15:15～	外遊び、自由遊び
17:50～	室内活動

10. 使用料について 【令和8年4月改定】

1回ごとの使用料の区分がなくなり、月額制となります。「通常利用」・「長期休み期間のみ利用」どちらの場合においても、使用日数を問わず、下記月額料金での請求となります。

（使用日数が0日の場合でも使用料を徴収させていただきます。）

①通常（年間通して）の入所の場合

基本使用料（月額）	延長使用希望の場合（月額）
7,000円（8月のみ10,000円）	8,000円（8月のみ11,000円）

②長期休み期間のみの入所

基本使用料（月額）	延長使用希望の場合（月額）
春休み（3・4月） 2,000円	春休み（3・4月） 2,300円
夏休み（7月） 4,000円	夏休み（7月） 4,600円
夏休み（8月） 10,000円	夏休み（8月） 11,000円
冬休み（12月・1月） 2,000円	冬休み（12月・1月） 2,300円

③臨時で延長使用をする場合

1回	100円
----	------

※8:30～9:00については、延長料金は徴収いたしません。

④おやつ代、傷害保険料について

おやつ代	月額 1,500円
傷害保険料	年額 800円

- ・特別行事の際の実費負担はその都度徴収します。
- ・おやつ代及び傷害保険料については、運営事業者（株式会社アンフィニ）にお問い合わせください。

※おやつ代は変動することがございます。

⑤使用料の支払い方法について

- ・使用料については、利用月の翌月末に口座振替にて納付していただきます。入所決定後に登録方法についてご案内いたします。
- ・口座を持っていない場合など、口座振替による納付ができない場合はご相談ください。

- ・同一家庭で児童２人以上利用している場合、それぞれの児童で口座振替の登録が必要です。

⑤減免制度について

使用料の減免対象については下記のとおりです。減免を受けるには毎年度申請書の提出が必要となりますので、入所決定後にご提出ください。

減免対象	減免額	申請書添付書類
生活保護世帯	全額免除	保護決定通知書の写し
町民税非課税世帯	半額免除	非課税証明書
同一家庭で児童２人以上使用	２人目以降半額免除	なし

- ・町民税非課税世帯の減免については、入所期間の前年度の課税状況により審査いたします。
- ・同一家庭で児童２人以上使用の減免については、当該月において使用料が発生する利用区分により入所許可を受けた児童が同一家庭に２人以上いる場合適用となります。

(例：兄の利用区分→長期休暇のみ、弟の利用区分→通常利用の場合、長期休暇以外の月は、弟の使用料は減免されません。)

- ・減免は、減免申請書を提出した日の翌月の使用料から適用されます。遡って適用されませんので、対象となる方は忘れずに申請をお願いします。

1 1. その他

①備品・建物の損傷

備品や建物を損傷した場合、場合により実費弁償をいただくことがあります。

②保護者への連絡方法について

学童クラブから保護者の方への連絡は、登降所管理アプリ「りんくる」で行います。

「りんくる」のご利用方法などについては運営事業者（アンフィニ）よりご案内します。

不明な点は、下記へお問い合わせください。

芝山町教育委員会こども教育課学校教育係

電話 ０４７９－７７－１８６１